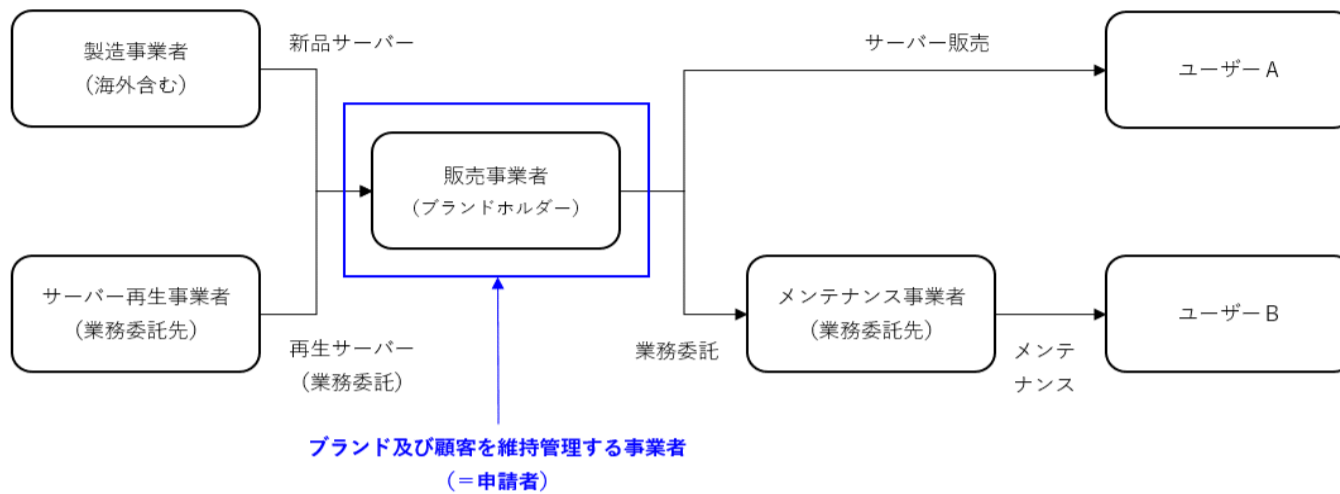


■JDSA適合マーク制度に関するFAQ

Q1 安全基準の測定や申請は、どこの事業者が行うべきでしょうか？

A1 安全基準の測定については、自社による測定、外部（機関）による測定など、測定する事業者には制限はございません。但し、申請については、原則、ブランド及び顧客を維持管理する事業者が申請してください。これは注水コックの締め付けが安全基準の項目として含まれ、ウォーターサーバーの製造やメンテナンスなど委託先の作業管理を伴うため、ブランド及び顧客を維持管理する立場の事業者を申請者としています。

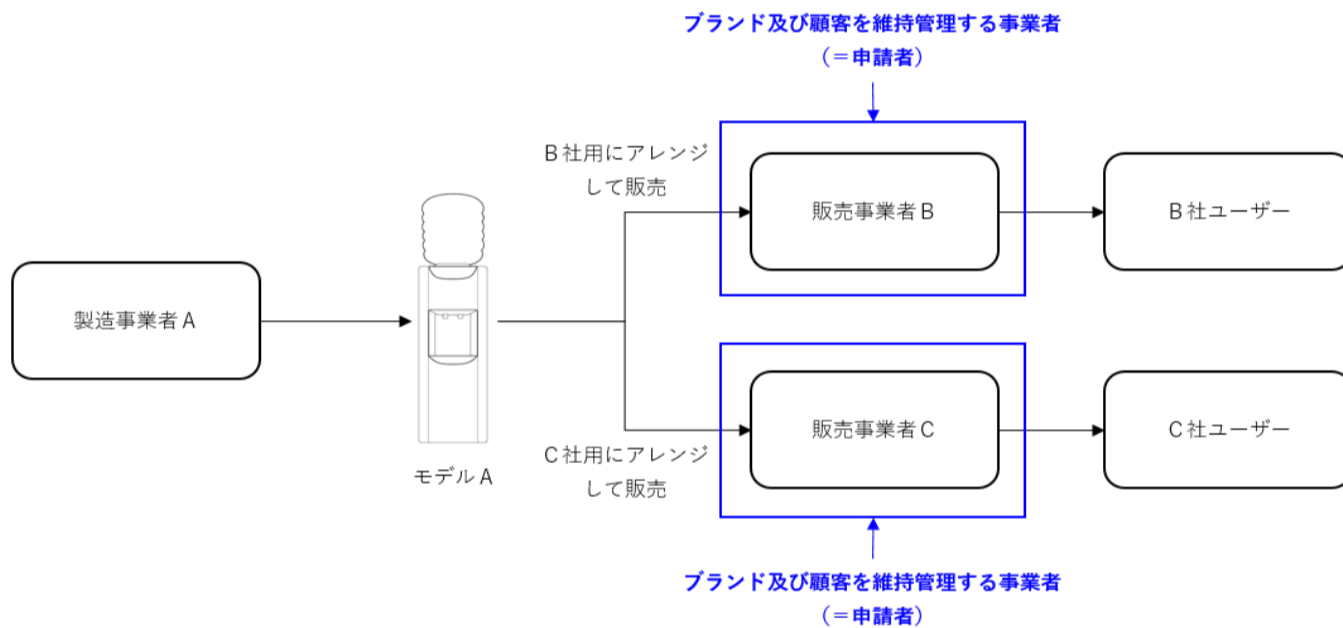
例



Q2 商品名やブランド名は異なるが、他社と同一機種を販売している場合、どこが申請するべきでしょうか？

A2 顧客を維持管理する事業者の申請が原則となりますので、それぞれの事業者より申請してください。

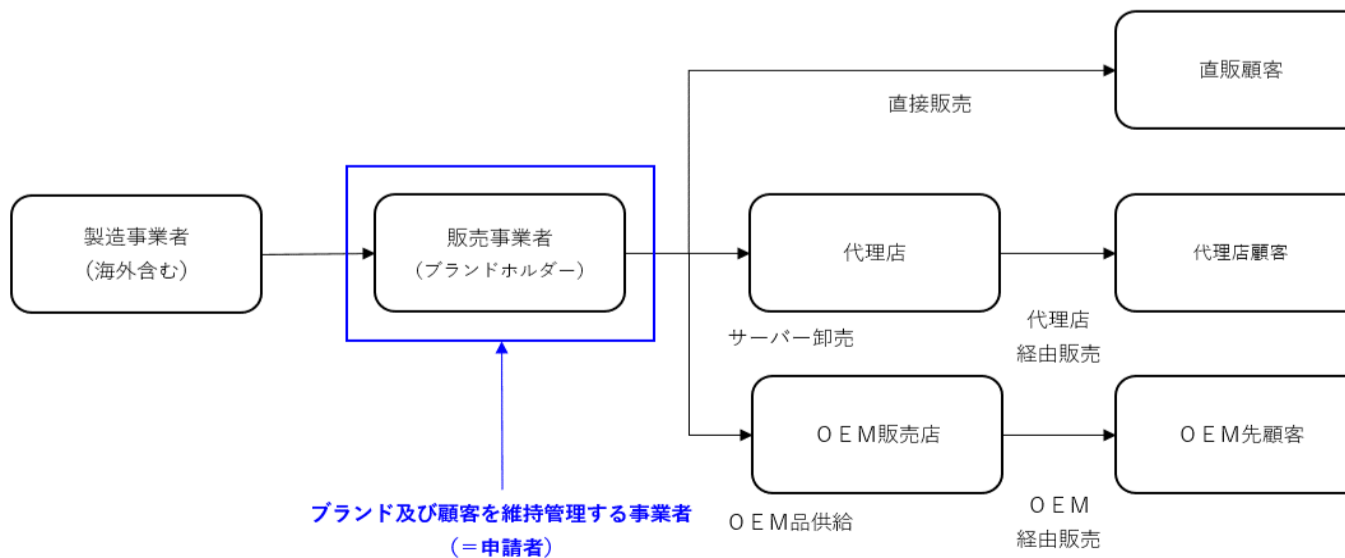
例



Q3 自社のサーバーを別会社でOEM（代理店）販売している場合は、どこが申請するべきでしょうか？

A3 OEM販売店や代理店に対して、製品提供（卸売りやレンタル）をしている事業者がブランドホルダーと見なします。ブランドホルダーとなる事業者の管理下になくOEM販売店や代理店が独自にウォーターサーバーのメンテナンス等を行う場合は、OEM販売店や代理店それぞれの事業者より申請してください。また、OEM販売において、製品水の提供は行っているものの、ウォーターサーバーの調達はOEM販売店自ら行っている場合は、上記同様にOEM販売店より申請してください。

例



Q 4 同一モデルではあるが、カラーによって型式（品番）を分けている場合は申請を省略できますか？

A 4 カラーによる識別は省略できます。具体的な内容を申請書に補足して申請ください。

Q 5 安全基準の測定試験ができる外部機関はありますか？

A 5 出水コックの測定試験が行える外部機関として日本文化用品安全試験所（有料）をJDSAよりご紹介しております。試験所及び料金等については、JDSAホームページをご確認ください。

Q 6 申請書の製品情報はどの番号を記入すればよいでしょうか？

A 6 製造事業者や販売事業者により型式・型番・品番の定義は異なります。対象となるサーバーのモデルが分かる識別番号をご記入ください。サーバー本体に付設している銘板の番号（シリアル番号ではありません）や取扱説明書で示している番号が目安です。

例 1 型式：Z300

型番（品番）：Z310-A ※Z300シリーズのA社向けにつくったモデル
型番（品番）：Z312-B ※Z300シリーズのB社向けにつくったモデル

このような管理の場合、型式はシリーズを指すため、
型番（品番）をご記入ください。

例 2 型式と型番（品番）の区別なく、型式または型番（品番）だけで管理している場合

このような管理の場合、管理している区分（型式または
型番（品番））の番号をご記入ください。

Q 7 この安全基準はどのように決めたものですか？

A 7 JDSA乳幼児火傷事故防止対策ガイドラインは、製品評価技術基盤機構の検証結果を基に安全基準を作成しております。安全基準の根拠となる検証結果等は本ガイドラインをご確認ください。

Q 8 測定する機種を5台にするのはなぜですか？

A 8 部品や組付け条件によりバラつきが生じるため、5台の平均値を測定結果としています。

Q 9 当社はJDSAに加盟していませんが、この基準に則した製品を開発すべきでしょうか？

A 9 JDSA乳幼児火傷事故防止対策ガイドラインは、製品評価技術基盤機構の検証結果を基に安全基準を作成しております。本制度に則り運用している製品から重大製品事故は減少しており、事故防止の観点から安全基準の採用を推奨いたします。

Q 1 0 乳幼児火傷防止対策ガイドラインで示す方式とは異なる注水コックは申請できますか？

A 1 0 乳幼児火傷防止対策ガイドラインでは、市場で一般的に普及している注水コックを基に安全基準を定めております。新しい仕様のもは、市場での普及状況をみながら、必要に応じて安全基準を追加して参ります。仕様や基準の判断については適時行いますので、JDSA事務局までご相談ください。

Q 1 1 電気式コックの安全基準で示す複雑操作とはどのようなものですか？

A 1 1 電気制御の場合、タッチパネルなど様々な制御や仕様が可能となるため、ガイドラインでは具体例を示しておりません。複雑操作でチャイルドロックや温水モードを制御する場合は、個別に安全性を確認いたしますのでJDSA事務局までご相談ください。

Q 1 2 ガイドラインの安全基準に適合しないサーバーを販売した場合、どのような罰則がありますか？

A 1 2 自主基準につき罰則はございませんが、事故防止の観点より、安全基準の採用を推奨いたします。

Q 1 3 誤った測定値等を申請した場合、どのような罰則がありますか？

A 1 3 申請内容の虚偽等による不正申請等、安全基準に適合しないことが判明した場合、JDSAホームページ等への公表、また関係行政機関等へ情報提供することがあります。

Q 1 4 現在販売していないウォーターサーバーが以前のままJDSAホームページに掲載されたままになっていますが削除はできますか？

A 1 4 販売が終了し、且つ市場でも既に設置がない機種については掲載を削除いたしますので、JDSA事務局までご連絡ください。販売がなくとも市場で設置しているものがある機種については、掲載を継続させていただきますので、あらかじめご了承ください。